



- <起点>  
 ・起点は、対象地の北端とする。
- <格子の回転角度>  
 ・起点を支点として時計回りに89度39分54秒回転させた。
- <調査対象の土地>  
 ・仙台市青葉区堤町3丁目9番17、9番55、9番94、9番218、9番220、9番221(6筆)
- <土地の所有者>  
 ・仙台市青葉区堤町3丁目9番17、9番55、9番94、9番218、9番221(5筆)の土地の所有者は「独立行政法人地域医療機能推進機構」  
 ・仙台市青葉区堤町3丁目9番220の土地の所有者は「仙台市」
- <要措置区域となる土地>  
 ・仙台市青葉区堤町3丁目9番17、9番218の一部

凡 例

	要措置区域 (14区画)
	敷地境界線
	地番(筆)の境界線
	調査対象地外(事業と関わりのない土地)
	区画結合

対象地範囲と要措置区域を示した図面